

項目番号	ご申請の修正をお願いする例	事務局の対応など
1	車両本体価格に、本体値引き価格が反映されていない場合	審査担当からお電話またはメールでご連絡のうえ、車両本体価格を修正します。
2	口座確認書類が、自社で作成した請求書	通帳や残高証明など、金融機関発行の書類をお願いしております。
3	車両情報を記載する必要がある注文書・契約書等に、車両情報が掲載されていない。特に、バッテリーサイズがSかMかで環境省補助額が変わる場合、バッテリーサイズの記載が無い場合が多い。	審査担当からお電話またはメールで確認のご連絡をすることがあります。
4	車検証が、電子車検証の小さなサイズのものしか添付されていない場合	A4サイズの自動車検査証記録事項が必要です。

項目番号	よくあるお問合せ内容	回答	実施要綱・交付要綱の関連箇所	手引きの関連箇所
1	乗員10人のEVバスは対象ですか？	EVバス・EVトラック導入促進事業は、乗車定員11人以上のEV・PHEVバスを対象としています。 10人乗りの車両は、CEVに登録されれば電気自動車等の普及促進事業（EV・PHEV車両） (https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/ev) の対象となります。 タクシーとして利用される場合は、次世代タクシーの導入促進事業 (https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/taxi) の対象となる場合もありますが、車種等により判断が異なります。 いずれも、詳細は当該事業にてご確認ください。	・実施要綱1ページ 第3 1・2 ・交付要綱1-2ページ 第4条	4ページ 2.2 助成対象車両の要件（交付要綱第4条参照）
2	処分制限期間内に、使用的本拠を都外に移します。バスやトラックの走行エリアは変わらず都内のみです。この場合は処分対象になりますか？	走行エリアにかかわらず、自動車検査証における使用的本拠の位置が都内かどうかで判断しています。ご質問のケースは交付要綱第23条に定める処分の対象となります。	・実施要綱3ページ 第4 2 (1)ウ・(2)イ ・交付要綱1-2ページ 第4条、 9ページ第23条	4ページ 2.2 助成対象車両の要件（交付要綱第4条参照） 17ページ 5.2 処分の制限（交付要綱第23条参照）
3	白ナンバー（自家用）は申請できますか？	本事業では、白ナンバーも助成対象です。 自動車登録の事業用・自家用に係なく、要件を満たせば助成の対象となります。	—	—
4	導入車両を〇〇として利用予定ですが、助成対象となりますか？	車両の使途にかかわらず、助成対象となります。車両の使途に制限はありません（交付要綱第23条に規定する処分に該当する場合を除きます）。	—	—
5	車検証上の使用的本拠の位置と走行エリアについて。①・②は助成対象となりますか？ ①使用的本拠の位置が都内で、走行エリアが都外 ②使用的本拠の位置が都外で、走行エリアが都内	自動車検査証における使用的本拠の位置が都内かどうかで判断いたします。 ①助成対象です。 ②助成対象外です。	・実施要綱3ページ 第4 2 (1)ウ・(2)イ ・交付要綱1-2ページ 第4条	4ページ 2.2 助成対象車両の要件（交付要綱第4条参照）
6	EVバスについて、個人事業主の旅客運送事業者は助成対象となりますか？	旅客自動車運送事業（※）の用に供する旅客自動車運送事業者（※一般乗合旅客自動車運送事業及び一般貸切旅客自動車運送事業）に該当すれば、助成対象となります。	・実施要綱2-3ページ 第4 1 ・交付要綱第3条	4ページ 2.1 助成対象者（交付要綱第3条参照）
7	後付けの給電機能とは何ですか？	給電機能とは、外部給電器・充放電設備を経由して又は車載コンセント(A C100V/1500W)から電力を取り出せる機能を指します。 対象となる車両に給電機能を後から装備した場合の費用が助成対象となります。	・実施要綱2ページ 第3 14	6ページ 2.3 助成対象経費（交付要綱第5条参照）、2.4 車両の助成金額（交付要綱第6条参照）
8	本体と架装の合計金額に対して値引きが入っています。値引額の適用についてどう考えればよいですか？	実態に正しい状態で、反映させてください。車両本体価格・架装費用等のそれぞれに適用されている値引額が提出書類上でわからない場合、審査時に確認することがあります。	—	6ページ 2.3 助成対象経費（交付要綱第5条参照）
9	国補助は、一般財団法人環境優良車普及機構（LEVO）または公益財団法人日本自動車輸送技術協会（JATA）で実施する環境省の「商用車等の電動化促進事業」へ申請しなくてはいけませんか？	商用車等の電動化促進事業以外の国補助も併用可能です。	・実施要綱3-4ページ 第4 4	6ページ 2.4 車両の助成金額（交付要綱第6条参照） (1)※3
10	グリーン経営認証・ISO14001認証を本社で取得しており、認証書には使用的本拠とする事業所が掲載されていません。この場合、上乗せ申請はできますか？	上乗せの対象外となります。使用的本拠が属する事業所が認定を受けていることが確認できる必要があります。	・交付要綱2-3ページ 第6条	6ページ 2.4 車両の助成金額（交付要綱第6条参照） (1)④
11	グリーン経営認証・ISO14001の認証書に、使用的本拠である住所が載っていますが、関連会社の社名となっています。連携して事業運営している企業ですが、上乗せの対象となりますか？	上乗せの対象外となります。認証の名義人が申請者と一致している必要があります。	・交付要綱2-3ページ 第6条	6ページ 2.4 車両の助成金額（交付要綱第6条参照） (1)④
12	グリーン経営認証を取得予定ですが、認定証の到着が事業の完了から60日以内に間に合いません。上乗せ申請はできますか？	申請日時点で認証の対象となっていることが確認できれば、上乗せの対象となります。登録証の提出自体は60日に間に合わなくても、車両本体の申請自体が行われていれば問題ありませんので、まずは期限内の交付申請をお願いします。	—	—

13	事業の完了から 60 日以内に申請が間に合わないかもしれません。どうすればいいですか？	60 日以内に申請が行われなければ、助成対象外となります。書類が揃わないなどの事情がある場合には、期限到来前にご相談ください。	・交付要綱3ページ 第7条	3ページ 1.3 スケジュールフロー
14	事業の完了から 60 日以内とあるのは、2か月後の同日までと考えればよいですか？	いいえ、完了日の翌日から起算して 60 日が経過するまでです。31日の月が入る場合にはご注意ください。	・交付要綱3ページ 第7条	3ページ 1.3 スケジュールフロー
15	上限額 4, 200 万円に、認証による増額（50 万円）や充放電設備に伴う上乗せ（10 万円）は含まれますか？	含まれません。上限額の範囲内で助成対象経費（車両本体の購入費 + 後付けの給電機能）を算出した結果に、増額・上乗せ分を最後に加算する考え方を採用しています。	・実施要綱4-6ページ 第4 4 (3) ・交付要綱2ページ 第6条	6ページ 2.4 車両の助成金額（交付要綱第6条参照） (1)、7ページ 2.5 充放電設備にかかる上乗せ助成の申請（交付要綱第6条参照）
16	国補助の要件に合致しないのですが、その場合は東京都の助成金は申請可能ですか？	国補助を利用できない際には、国補助等未申請理由申告書（様式3）を提出した上で申請してください。	・交付要綱3ページ 第7条 2	—（提出書類一覧）
17	充放電設備の上乗せ助成は、自社向けの充電設備も対象となりますか？	自社向けに限定された充電設備は対象外となります。通常の充電設備であれば、公共用のもの助成を受けた場合のみが対象となります。充放電設備にあたるV2H、V2Bについては、自社向け限定でも対象となります。	・実施要綱4ページ 第4 4 (3) ・交付要綱2ページ 第6条	7ページ 2.5 充放電設備に係る上乗せ助成の申請（交付要綱第6条参照）
18	リース期間は処分制限期間、すなわち法定耐用年数よりも長くなくてはいけませんか？	契約期間経過後に再リースでの継続前提やファイナンスリースのような権利移転を前提とした契約であれば、必ずしも処分制限期間以上でなくても問題ありません。リース期間に関わらず、処分制限期間内に処分に該当する事項が発生した場合には、ご申請ください。場合によっては返金が必要となります。	—	17ページ 5.2 処分の制限（交付要綱第23条参照）
19	登記事項証明書は、申請ごとに毎回添付する必要がありますか？	はい、申請ごとに三ヶ月以内の有効な登記事項証明書を添付提出をお願いいたします。	—	—（提出書類一覧）
20	国補助併用が原則とのことです、国補助の申請期間外には東京都にも申請できませんか？	国補助等未申請理由申告書（様式3）を提出いただければ、東京都への申請が可能です。	・交付要綱3ページ 第7条 2	—（提出書類一覧）
21	申請者の代表者変更の場合には、どのように届け出ればよいでしょうか？	E Vバス・EV トラック助成事業では、原則として交付決定後の代表者変更の届出は必要ありません。交付申請中のものがある場合で、宛名となる代表者名を新任の代表者にされたい場合には、変更届出書（様式8）のご提出をお願いします。	・交付要綱6ページ第12条	—
22	申請者の社名変更の場合には、どのように届け出ればよいでしょうか？	8号様式の変更届出書に、登記事項証明書（写し）を添付してご提出ください。	交付要綱6ページ第12条	—
23	車両の本拠の位置を都外に移転することになりました。処分はどのように届け出ればよいでしょうか？	14号様式で処分承認申請を行ってください。やりとりのある担当者にご連絡いただきか、E Vバス・EV トラック助成事業のホームページから、ご連絡をお願いいたします。	・交付要綱9ページ第23条	17ページ 5.2 処分の制限（交付要綱第23条参照）
24	令和7年度のEVバス・トラック助成額の計算の基礎となる環境省補助（商用車等の電動化促進事業）は、国の令和6年度補正予算での事業の金額でよいですか？ 令和5年度補正から金額が変わっていますが、変わった後のものでよいですか？	ご認識の通りです。車両の初度登録日と、それに対応する環境省補助の年度、都の助成上限額は以下のとおりです。 初度登録日が令和7年度の場合：環境省の令和6年度補正予算の基準額（都の上限4, 200万円） 初度登録日が令和6年度の場合：環境省の令和5年度補正予算の基準額（都の上限3, 500万円）	・実施要綱 4ページ第4 4 (1) (2)・3ページ第4 2 (1) (2) ・交付要綱 1ページ第4条1、 2ページ第6条1	4ページ 2.2 助成対象車両の要件（交付要綱第4条参照）(1) (2) 6-7ページ 2.4 車両の助成金額（交付要綱第6条参照）(1) (2)
25	ディーゼルバス・トラックを改造し、EV車両にした場合、改造費に対して補助金は適用されますか？	EVバス・EV トラック導入促進事業については、改造費は助成対象とはしておりません。 都の助成は、車両本体の購入費 + 後付けの給電機能の装備費用を助成対象経費としております。	—	6ページ 2.3 助成対象経費（交付要綱第5条参照）
26	EV・PHEV車両を導入し助成金を受領した後に、塵芥車や冷凍車への改造を行います。助成事業として申請できますか？	助成金受領後の改造は問題ありません（改造費は助成対象経費には含まれません）。	—	—
27	紙申請の場合の申請書式は掲載されていますか？	お手数をおかけしますが、紙申請用の書式は、事業ページ下部のお問い合わせフォームに、様式送付希望の旨ご連絡をお願いいたします。データまたは郵送での送付が可能です。	—	—
28	車両の値引きが大きいと、国と都の助成金の額を上回るケースを考えられますが、仮にそのようなケースとなった場合、助成金額はどうなりますか？	車両の購入に要する経費の一部を助成するという助成金の趣旨に鑑み、値引き後の車両本体価格（税抜き）が、国及び都の助成金合計額を下回る計算となった場合、その分を減額します。	・実施要綱1ページ 第2	—
29	書類の持ち込みは受け付けていますか？	オンラインまたは郵送のみ受け付けております。 オンライン申請の場合、使用者・リース先が同じであれば最大5台を一度に申請可能です。申請環境がございましたら是非ご活用ください。	—	11ページ 3.2 申請方法
30	予算残額や申請状況を教えてください。	残額や申請状況について、詳細はお答えできかねます。ご参考に、過去に本事業で予算を超過した年度はありません。なお、予算を超過した場合は、超過日の申請については抽選を実施します。	・交付要綱3ページ 第7条 5	—
31	来年度の事業実施の予定はありますか。	事業実施の有無については、東京都の発表をお待ちください。 なお、令和6年度及び7年度は、3月末頃に事業実施について公表のうえ、4月末頃に当年度の事業内容を公開し、受付を開始しております。	—	—